

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

第17号  
(令和4年6月15日現在)

事業者向け

	対象	支援名称、内容等	問合せ・申請先
給付・助成等を受ける	市内の介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の方へ	PCR検査、抗原定量検査または抗原定性検査を利用者等に実施する場合に補助を行います。 (新規入所者もしくは感染者が確認された施設の利用者及び職員(行政検査対象者を除く)に限ります。) ※補助対象事業者は地域密着型の特別養護老人ホーム等一部に限ります。対象となる事業の詳細は羽村市公式サイトをご確認ください。	介護サービス事業者 高齢福祉介護課 介護保険係 (内線142~144、149)  障害福祉サービス事業者 障害福祉課 障害者支援係 (内線185)
	<主な対象要件> ○令和3年10月以前から市内で事業を営む法人、個人事業主の方 ○国の「事業復活支援金」を受給していない事業者の方	羽村市事業者復活支援事業助成金	令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して10%以上減少している事業者の方に、以下の金額を上限として助成金を支給します。  <上限額> 個人事業主：15万円 法人：30万円 <申請期日> 令和4年9月30日(金)まで ※予算額に達した場合は、申請期間内でも受付を終了します。
猶予(支払)を受ける	売上の減少等の猶予の要件に該当する場合で市税が納付できない事業者の方へ	市税の納税猶予	原則1年以内の猶予期間のうちで、分割納付等と延滞金の減免が可能  納税課 (内線167~169)
相談する	給付・助成に関することや、資金繰り・経営・雇用に関する相談をしたい事業者の方へ	【羽村市商工会】 市内事業者相談支援事業	各種給付金や助成金の申請手続き、事業の継続や経営の安定に向けた支援、資金繰り相談・雇用相談等に専門家が対応します。  ※実施日は火曜日、金曜日です。(祝日を除く)  羽村市商工会 ☎042-555-6211 (午前9時~午後5時) ※事前に羽村市商工会へ予約してください。 ※商工会の加入有無に関わらず、相談できます。

◆ 東京都および国の支援情報は、「東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」からご覧いただけます。



東京都では、新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民の皆さんへ、各種支援を実施しています。  
事業の詳細等については、東京都および国の支援情報を探ることができるサイトをご参照ください。  
※事業の内容は変更することがあります。ご不明な点は、サイトに記載されている各種支援のお問合せ先にご連絡ください。

詳しい内容はこちらから  
ご覧いただけます。



ご質問にチャットボット  
がお答えします。

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

【東京都 新型コロナ・オミクロン株コールセンター】  
☎ 0570-550-571  
感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内です。  
※午前9時から午後10時(土日祝含む毎日)

【東京都 多言語 相談ナビ (TMC Navi)】  
☎ 03-6258-1227  
東京都で暮らす外国人の方が、日々の困りごとや知りたいことについて、外国語で相談できます。  
※月曜日~金曜日(午前10時から午後4時)  
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く

※担当部署の後に内線が記してある場合は、羽村市役所 ☎042-555-1111 (代表) におかけいただき、音声ガイドに従って3桁の内線番号を押してください。

※特に記載のある場合を除き、問合せ対応時間は、平日午前8時30分~午後5時15分です。

※掲載内容は、変更となる場合があります。また、予算終了の場合は、受付期間中でも終了となる場合があります。ご了承ください。

発行：羽村市企画部企画政策課  
☎042-555-1111 (内線315)